

改正後	現 行
<p>1 対象工事 森林整備保全事業設計積算要領（平成12年3月31日付け12林野計第138号林野庁長官通知）の工種区分を適用する工事。ただし、災害応急対策、緊急性が高い災害復旧に関する工事又は対象工事とすることが不適当な工事は対象外とすることができる。</p> <p>2 定義 (1) 週休2日 対象期間内において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。 (2) 対象期間 工事着手から工事完成までの期間をいう。なお、対象期間に年末年始を含む工事では年末年始休暇分として6日間、7月、8月または9月を含む工事では夏季休暇分として3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。 (3) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。 (4) 4週8休以上 対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 (5) 工事着手 森林整備保全事業工事標準仕様書第1編共通編第1章総則第1節総則1-1-1-2用語の定義(14)に規定する工事着手をいう。 (6) 工事完成 森林整備保全事業工事標準仕様書第1編共通編第1章総則第1節総則1-1-1-2用語の定義(16)に規定する工事完成をいう。 (7) 復興係数 東日本大震災、平成28年熊本地震及び平成30年7月豪雨における復興係数をいう。</p> <p>3 発注方式 次のいずれかによる方式を基本とする。 (1) 発注者指定方式 発注者が、週休2日に取り組むことを指定する方式 (2) 受注者希望方式 受注者が、工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議した上で取り組む方式</p> <p>4 積算方法等 (1) 補正係数 週休2日の確保に取り組む工事において、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じるものとする。</p>	<p>1 対象工事 森林整備保全事業設計積算要領（平成12年3月31日付け12林野計第138号林野庁長官通知）の工種区分を適用する工事。ただし、災害応急対策、緊急性が高い災害復旧に関する工事又は対象工事とすることが不適当な工事は対象外とすることができる。</p> <p>2 定義 (1) 週休2日 対象期間内において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。 (2) 対象期間 工事着手から工事完成までの期間をいう。なお、対象期間に年末年始を含む工事では年末年始休暇分として6日間、7月、8月または9月を含む工事では夏季休暇分として3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。 (3) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。 (4) 4週8休以上 対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 (5) 工事着手 森林整備保全事業工事標準仕様書第1編共通編第1章総則第1節総則1-1-1-2用語の定義(14)に規定する工事着手をいう。 (6) 工事完成 森林整備保全事業工事標準仕様書第1編共通編第1章総則第1節総則1-1-1-2用語の定義(16)に規定する工事完成をいう。 (7) 復興係数 東日本大震災、平成28年熊本地震及び平成30年7月豪雨における復興係数をいう。</p> <p>3 発注方式 次のいずれかによる方式を基本とする。 (1) 発注者指定方式 発注者が、週休2日に取り組むことを指定する方式 (2) 受注者希望方式 受注者が、工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議した上で取り組む方式</p> <p>4 積算方法等 (1) 補正係数 週休2日の確保に取り組む工事において、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じるものとする。</p>

表1

	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
現場閉所率	28.5%(8日/28日) 以上	25%(7日/28日) 以上 28.5%未満	21.4%(6日/28日) 以上 25%未満
労務単価	1.05	1.03	1.01
機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01
共通仮設費率	1.04	1.03	1.02
現場管理費率	1.06	1.04	1.03

なお、各経費の計算方法は以下のとおりとする。また、労務単価、機械経費(賃料)が明らかとなっていない見積りは補正の対象としない。

ア 労務単価

補正前の労務単価に、表1に掲げる現場閉所率に応じた補正係数(以下「週休2日補正係数」という。)を乗じるものとする。

イ 機械経費(賃料)

補正前の機械経費(賃料)に、表1に掲げる週休2日補正係数を乗じるものとする。

ウ 市場単価

市場単価に加算率及び補正係数を乗じて算出した設計単価に、表2に掲げる週休2日補正係数を乗じるものとする。

表2

名称	区分	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
鉄筋工(太鉄筋を含む)		1.05	1.03	1.01
鉄筋工(ガス圧接)		1.04	1.02	1.01
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.04	1.03	1.01
	撤去	1.05	1.03	1.01
防護柵設置工(落石防止柵)		1.02	1.01	1.00
防護柵設置工(落石防止網)		1.03	1.02	1.01
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
道路標識設置工	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去・移設	1.04	1.03	1.01
道路付属物設置工	設置	1.02	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
法面工		1.02	1.01	1.00
吹付砕工		1.03	1.02	1.01
軟弱地盤処理工		1.02	1.01	1.00
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.03	1.02	1.01

エ 共通仮設費率

補正前の共通仮設費率に施工地域を考慮した補正係数を乗じ補正後の共通仮設費率を算出した後、復興係数及び表1に掲げる週休2日補正係数を乗じるものとする。

オ 現場管理費率

補正前の現場管理費率に施工地域を考慮した補正係数を乗じた後、治山ダム補正及び施工時期、工事期間等補正を加算するものとする。

前項により算出された現場管理費率に、復興係数及び表1に掲げる週休2日補正係数を乗じるものとする。

(2) 補正方法等

各発注方式における補正方法等は以下のとおりとする。ただし、発注者において別に定めがある場合はこの限りではない。

	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
現場閉所率	28.5%(8日/28日) 以上	25%(7日/28日) 以上 28.5%未満	21.4%(6日/28日) 以上 25%未満
労務単価	1.05	1.03	1.01
機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01
共通仮設費率	1.04	1.03	1.02
現場管理費率	1.06	1.04	1.03

なお、各経費の計算方法は以下のとおりとする。また、労務単価、機械経費(賃料)が明らかとなっていない見積及び市場単価等は補正の対象としない。

ア 労務単価

補正前の労務単価に(1)補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた補正係数(以下「週休2日補正係数」という。)を乗じるものとする。

イ 機械経費(賃料)

補正前の機械経費(賃料)に週休2日補正係数を乗じるものとする。

(新設)

ウ 共通仮設費率

補正前の共通仮設費率に施工地域を考慮した補正係数を乗じ補正後の共通仮設費率を算出した後、復興係数及び週休2日補正係数を乗じるものとする。

エ 現場管理費率

補正前の現場管理費率に施工地域を考慮した補正係数を乗じた後、治山ダム補正及び施工時期、工事期間等補正を加算するものとする。

前項により算出された現場管理費率に、復興係数及び週休2日補正係数を乗じるものとする。

(2) 補正方法等

各発注方式における補正方法等は以下のとおりとする。ただし、発注者において別に定めがある場合はこの限りではない。

ア 発注者指定方式

入札説明書等において週休2日に取り組む旨を明記したうえで、当初予定価格から4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じるものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たないものは、それぞれの経費につき週休2日補正係数を用いて補正し、請負代金を減額変更するものとする。

また、4週8休に満たないことが契約違反等となる場合は、必要に応じ、要領等に基づく措置を行うものとする。

イ 受注者希望方式

当初予定価格から4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じるものとする。

なお、入札説明書等において、受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日の取り組みについて協議すること及び当初予定価格において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じていることを明記するものとする。

また、現場閉所の達成状況を確認後、4週6休に満たなかったもの及び工事着手前に週休2日に取り組むことについてあらかじめ監督職員へ協議しなかったものについては補正係数に乗じないものとし、4週6休以上4週8休未満の場合は達成状況に応じた週休2日補正係数を用いて補正し、適切に請負代金額を変更するものとする。

5 実施上の留意点

- (1) 地元対応やコンクリート打設後の養生期間などやむを得ない場合は、振替休日等により休日を取得することを可とする。
- (2) 発注者は、緊急時等を除き、受注者に対して休日の作業が発生するような指示等を行ってはならない。

ア 発注者指定方式

入札説明書等において週休2日に取り組む旨を明記したうえで、当初予定価格から4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じるものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たないものは、それぞれの経費につき週休2日補正係数を用いて補正し、請負代金を減額変更するものとする。

また、4週8休に満たないことが契約違反等となる場合は、必要に応じ、要領等に基づく措置を行うものとする。

イ 受注者希望方式

当初予定価格から4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じるものとする。

なお、入札説明書等において、受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日の取り組みについて協議すること及び当初予定価格において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じていることを明記するものとする。

また、現場閉所の達成状況を確認後、4週6休に満たなかったもの及び工事着手前に週休2日に取り組むことについてあらかじめ監督職員へ協議しなかったものについては補正係数に乗じないものとし、4週6休以上4週8休未満の場合は達成状況に応じた週休2日補正係数を用いて補正し、適切に請負代金額を変更するものとする。

5 実施上の留意点

- (1) 地元対応やコンクリート打設後の養生期間などやむを得ない場合は、振替休日等により休日を取得することを可とする。
- (2) 発注者は、緊急時等を除き、受注者に対して休日の作業が発生するような指示等を行ってはならない。

附 則

この通知は、令和3年4月1日から適用する。